

平成21年度岩盤備蓄基地に係る保安検査基準等検討分科会

第2回議事録

打合せ日時	2009年11月18日(水) 14:00~17:00	
打合せ場所	機械振興会館 会議室	
出席者	委員	駒田主査、稲田副主査、阪田、小野、石村、和田、萩原(代理加藤)、渡辺、阿子島、天野、征矢、領家、高田、近藤
	オブザーバー	山岸、千、中島、野村
	事務局	松木部長、松本、長沼、須知、加藤 (以上23名参加)
確認欄		

【配布資料】

- (1) 資料-5 平成21年度第1回分科会議事録
- (2) 資料-6 保安検査基準(案)と定期自主検査指針(案)との相違点
- (3) 資料-7 保安検査基準(案)(液化石油ガス岩盤備蓄基地関係)
- (4) 資料-8 定期自主検査指針(案)(液化石油ガス岩盤備蓄基地関係)

【議事内容】

1. 開会

松木部長挨拶

- ・現在、KHKS 0850-3(2005)の見直しを行い、2009年版として告示化を申請している。
- ・国の審査小委員会の評価書ではフレキシブルチューブに関する箇所等2箇所は不採用と評価されている。また、本文と解説の位置づけを明確にするよう要請された。今後、これらの指摘を踏まえて2箇所見直し及び本文と解説との整合を行い、再申請する予定である。
- ・岩盤備蓄に関するものもこれらの指摘を踏まえて、本文と解説の整合及び構成・記述の不整合や不明確さがないように検討していただきたい。

欠席委員、代理出席委員及びオブザーバーの紹介

事務局より定員15名中、14名の出席であり、委員会が成立している旨の報告がなされた。

2. 配布資料確認(資料番号5~8)

3. 資料5議事録確認

- ・6. の7行目「差別している」は「区別している」とした方がよい。
→修正する。
- ・議事録承認の採決をとってよいか賛成の方は挙手をお願いする。
- ・全員の挙手により採決することとなった。
- ・議事録を承認してよい方は挙手をお願いする。
- ・全員の挙手により承認された。

4. 保安検査基準(案)と定期自主検査指針(案)との相違点(資料6)

- ・フレキシブルチューブに関しては保安検査基準（案）からは削除し、定期自主検査指針（案）では取り入れている。
- ・保安検査基準（案）から具体的基地名は削除する。
- ・2. ④「市中」は「支柱」に修正する。
- ・2. の③と④の間に「p.20 2.6 計器室については特殊反応設備がないため修正した。」を挿入する。

5. 保安検査基準（案）／定期自主検査指針（案）（資料7／資料8）

- ・アンダーラインは岩盤備蓄特有な箇所、二重アンダーラインは今回の修正箇所か？
→その通りである。
- ・p.7 * 1の1行目「本基準は、岩盤備蓄基地に適用する。」は不要である。
→削除する。
- ・定期自主検査指針（案）では「本指針は、愛媛県今治市波方町及び岡山県倉敷市水島に建設されている岩盤備蓄基地に適用する。」を残す。
- ・p.7 * 1の下から6行目「検討項目」は「検査項目」に修正する。
- ・p.7 * 1の岩盤貯槽の定義がわかりにくい。岩盤貯槽とは地下部全体を指しているのか？
→地下部全体を指す場合は「液化石油ガス岩盤貯槽」とし、特定設備を指す場合は「岩盤貯槽（特定設備）」とする。この他に地上設備があるとの表現にする。
- ・「参考資料1」は上記を踏まえて修正すること。
- ・p.24 「4.2.1 岩盤貯槽の強度」は「4.2.1 岩盤貯槽及びその他の地下設備の耐圧性能・強度」に修正する。また、本文を「岩盤貯槽（特定設備）及びその他の地下設備の耐圧性能・強度に係る検査は、耐圧性能・強度に支障を及ぼす……」に修正する。
- ・p.25 * 1「岩盤は腐食に対して劣化……」は「岩盤及びプラグは劣化……」に修正し、岩盤は劣化・損傷の恐れがないことを示す参考資料を追加する。
- ・p.32 タイトル及び本文中の「岩盤貯槽」は「岩盤貯槽及びその他の地下設備」に修正する。また、本文の記述の仕方を4.3.2に合わせる。
- ・p.33 4.3.2 * 1の5行目「放置漏れ試験」は「放置法漏れ試験」に修正する。
- ・p.41 * 5を削除し、* 6を* 5に修正する。
- ・p.54 「フェールセーフバルブシステム」は「フェールセーフバルブ」に修正する。また、フェールセーフバルブの参考資料を追加する。
- ・p.65 の出典は？
→p.61 に記載している。
- ・p.63 の図の影付テキストボックスに記されている「貯槽」を「貯槽空洞」に改める。
- ・p.64 の表1の岩盤貯槽の構成に記されている「耐圧部分」を「貯槽本体（耐圧部分）」に改める。
- ・p.64 の表1が、p.63 の図に対応するよう、表記を見直す。
- ・p.76 の参考資料3に、岩盤及びプラグについても劣化損傷のおそれがないことを説明する文章を追加する。
- ・p.79 の参考資料4の後に、フェールセーフバルブに関する参考資料を追加する。

6. まとめ

- ・p.7 「本基準は、岩盤備蓄基地に適用する。」は削除すること。
- ・p.7（以下「岩盤貯槽」という。）は削除し、「液化石油ガス岩盤貯槽」と記述する。特定設備として使用する場合は、「岩盤貯槽（特定設備）」と記述すること。
- ・p.7 「検討項目」は「検査項目」に修正すること。

- p.24～25 を修正すること。
- p.32 を修正すること。
- p.33 「放置漏れ試験」は「放置法漏れ試験」に修正すること。
- p.41 * 5 を削除し、* 6 を* 5 に修正すること。
- p.54 「フェールセーフバルブシステム」は「フェールセーフバルブ」に修正し、参考資料を追加すること。
- 参考資料1 を修正すること。

7. 決議

- 本日審議した事項に関して、分科会として決議を取って良いか賛成の方は挙手願いたい。
→全員の挙手により決議して良いことに賛成された。
- 後日送付される文章を確認することにより、規格委員会に上申して良ければ賛成の方は挙手願いたい。
→全員の挙手により決議された。なお、本日の審議とは別に本文と解説の整理、その他構成・記述の見直し等の内容、程度等により、再度分科会を開催することがある旨についても確認された。

以 上